加賀藩の宗教政策と芦峅寺・岩峅寺

米原 宽

はじめに

今年、平成23年度は、当立山博物館の開館20周 年にあたる。この20年間、当館学芸員によって「立 山信仰」に関するさまざまな視点からの調査研究や 企画展が進められてきた。主として芦峅寺・岩峅寺 に伝えられる史料の読み解きによって、江戸時代を 中心に芦峅寺・岩峅寺の宗教村落の様態の解明をは じめ「立山曼荼羅」研究、檀那場研究などの研究が 進みその成果も手前味噌ながら飛躍的に進んだと自 負している。しかし、「立由信仰」研究の道程はま だまだ永く遠い。時間をかけて地道に進めていく外 はあるまい。一方、こうした「立山信仰」の研究が 進むにつれて、研究の視点が個別的になり「近世に おける山岳信仰の一つ立山信仰」という全体史的な 視点が見失われているような気がする。今後はもっ と視野を広げて社会構造のなかで「立山信仰」を位 置づけていくことも必要になってくる。例えば、近 世においてどのような社会の枠組みで存在していた のか。一つに、幕藩体制下における加賀藩の政策と の関わりを、また一つには、社会経済史及び交通史 の視点などから宿坊の檀那場経営の研究を進めるこ

とも必要ではないだろうか。

本稿では、先に発表した「近世最初期における前 田氏の諸大寺対策 | (立山博物館『研究紀要』第9 号)・「岩峅寺・芦峅寺の争論とその歴史的要因」 (立山博物館『研究紀要』第13号)を補遺し発展さ せる形で記したものである。中心的課題は、宗教村 落芦峅寺と岩峅寺の江戸時代を通じての確執の背景 には、①加賀藩における寺社対策において芦峅寺・ 岩崎寺はどのような位置づけにあったか、②芦崎 寺・岩崎寺の争論を「立山権現の名称仕様」「立山 権現の別当呼称」に象徴される宗門の争いととらえ、 こうした画崎の認識に対して加賀藩が寺社対策の観 点からどのような立ち位置でその裁定をしてきたか について、加賀藩の初期(天正期~貞享期)の寺社 統制策 (寺社改め) の経緯を通して考えてみたもの である。また、芦峅寺・岩峅寺で行われた布教活動 における重要なテキストとなった「立山曼荼羅」は、 布橋灌頂会とともに立山信仰の近世的展開を示すも のであり、こうした様相を立山信仰の「民衆化」と 捉えるとの試論を提起したものである。

1. 加賀藩初期の宗教政策の概要

1-1. 慶長10年以前(前田氏治下の政策)

近世初期における前田氏の統治政策は、一向宗寺院やキリシタン信徒に対する対策など、往々にして徳川氏のそれに倣うこともあった(利光が慶長18年(1613)の幕令による耶蘇教を禁止、伴天連とその教徒の追放への対応)が、前田氏の支配が強固になってくると、一向宗に対してもしだいに緩やか

になり、文禄2・3(1593,94)年頃には前田氏と本願寺との関係はしだいに密なものになっていった」。 そして、慶長2年を機に大きな転換期を迎えた。

慶長2 (1597) 年7月9日付で、前田利家は真言宗能登石動山天平寺に還住を許しっ、一向宗については、当初前田利長は、同年10月18日付で、「越中本願寺門下」宛に道場綿50把120目の上納・本願

寺番役(京都御広間)・年頭綿の催促を申し付けて いるが(慶長期に光慶寺・専福寺・専念寺・西大 寺・誓光寺・長光寺の組や聞名寺に割付されてい る)、慶長2年10月には勝興寺を始め越中全郡の本 願寺門下に対して「惣国中道場屋敷地子御免候事」 として懐柔策に転じている。能登においても既に 文禄 3 (1594) 年に真宗寺院・庵の全部に諸役免 除の特権を与えい、さらに慶長9 (1604) 年9月12 日付で前田利好が能登羽咋郡の僧に雑税を免除して いるの。この慶長9年の措置は、「何も右之通旨候」 とあり、三カ国道場坊主衆に対して同じような措置 がとられたようであり、越中の諸寺庵・道場にも適 応されたのであろう。このような一向宗に対する特 権の付与の例は他の宗派では見ることができない格 別の措置であった。前田氏は真宗門徒の勢力に対す る警戒の念を解いておらず、様々な懐柔策を巡らし て対応していったことがうかがえる。

かくて、慶長10年頃までには、加賀藩は、対一 向宗対策も一応に整理を終わらせた結果、世俗権力 が宗教権力より優位となり、次第に強い統制から漸 次保護政策へと転換していった。こうした領主政権 の宗教権力への対応は、織田信長・豊臣秀吉、そし て徳川政権に共通してみられるいわば近世的傾向で もあった。

例示すれば、一つには世俗権力者である徳川家康が自ら神君東照大権現として降臨し、諸大名をはじめ国民がすべて崇敬させるという、いわば世俗権力と宗教権力の両権力をもって全国を支配したのが徳川政権であった。実際、金沢城内にも金沢権現堂東照宮が寛永20年に勧請されている??。

就御尋申上候

一、権現様御鎮座ハ寛永弐拾年未ノ九月十七日ニ而御座候。右御供之党

常照院 松寿院 村井兵部 佐藤与三右衛門 林孫之丞

- 一、御宮御造営者、寛永拾九年より同廿年二出来仕候、同 別当所同断
- 一、大猷院様御仏殿御造営ハ万治三年より被仰付、寛文弐 年寅六月廿日御入仏二而御座候

東照宮別当所 印

(延宝二年) 寅十二月十七日

永原左京等両人殿

今一つには、既存の寺社勢力を如何に徳川政権や 諸大名の支配下に置くことが出来るかであった。そ のためには寺社の新たな社会的な役割を課しかつ組 織化することであった。この点については、秀吉が 先祖の菩提を弔う目的で執行した東山大仏千僧会と いう宗教儀式の影響に注目する必要がある。これに より統一権力によって仏教各派に担わされた共通の 公的役割に先祖供養が含められた意義は大きい。仏 教=先祖供養という社会的な共通認識が確定し、後 に仏教寺院による寺請制度に結実していったのであ ろう**。

ところで、加賀藩は以上のような寺社対策と並行 して、庶民に対する宗教対策も進め、かつての一向 一揆のエネルギーとなった特有の信仰心を民政に生 かす工夫をすることと考えたのである。

三代藩主利常は側近に対し「加賀・越中者別曲百姓心たて悪敷国主車も手こわり申候」と、一向一揆の主体であった領民の動向に注意を促す一方で、一向宗者土民之宗旨ニハー段宜敷候(中略)惣面親鸞上人ハ利発成人=前候、毎日の御坊主参夜之内より参詣朝之内=仕廻候前人々之かせき=取懸申候、晩もかせきを仕舞夕方御坊参仕候、此方之分国ハ大形一向宗ニ而候、門跡も国主へハ不背様=被仕躰=候由御意被成候。こと、彼等の門主に対する絶対的信心と、そこから生み出される勤勉性を支配に利用できると語ったと伝えられている。

1-2. 慶長10年以降(加賀藩治下の政策)

上記のような近世初期における統一政権の対宗教政策は、それぞれの領国(藩)において、その藩や藩主の置かれた立場によって独自の政策が展開されていた。加賀藩の宗教政策もまた同様である。次に加賀藩の宗教政策を、A:総括的寺社対策に係ること、B:寺社の拝領地・寄進地改めなどに係ること、Cその他、について年次を追って見ていくことする。A:総括的寺社対策に係ること、

①元和元年=大坂落人の探索

大坂の陣以後の元和元 (1615) 年閏 6 月 6 日付けで、金沢の真言宗愛宕社明王院と小立野宝幢寺が招かれて「御分国中家を持候程之者を糺明可仕之旨被仰下」との領内の大坂落人を探索すべき命を受けており「天台宗へも此旨可被仰入候」とのことで、天台・真言の寺院に対しても大坂落人の探索が課せられている。宗旨人別帳の先駆的状況を仏教寺院に果たさせていることがわかる。

循々御心中被仰談可有御出候、天台宗へも此旨可被仰 入候、以上。

態申入候。去比大坂落居之落人可致穿鑿之旨、従公儀等筑 前様へ被仰出候に付、従筑前様も、御分国中家を持候程之 者を礼明可仕之旨被仰下候條、乍大義今日與村備守迄御来 儀奉待候

> (元和元年) 恐々謹言 閏六月六日

> > 與村備後守
> > 判
> >
> >
> > 長
> > 如庵
> > 判
> >
> >
> > 山崎閑齋
> > 判
> >
> >
> > 松平伯耆守
> > 判

明王院

實幢寺 御同宿中

「天台宗へも」との指示は、藩は立山山麓の芦峅 寺・岩峅寺に対しては、飛騨・信州との国境を越え て入る落人の探索に対応させることが大きな目的で あったことは推測に難くないのである。

②寛永7年=宗旨人別帳の作成

寛永7(1630)年に行われた幕府のキリシタン詮索に伴い、毎年10月幕府に上申するを例とした宗旨改めが実施された(但し戸主のみ)10°。但しこの宗門改めは、宗旨人別帳の作成による戸口調査情報が得られることから、藩にとって宗教上のみならず領民の掌握上からも注目すべき施策であった。

③寛永19年=宗門奉行の設置

寛永15 (1638) 年の島原の乱平定、同年のキリスト教厳禁、同16年には幕府の宗門改めが設置され、この一連の施策の下に加賀藩では、寛永19 (1642) 年以前には切支丹宗門改めを掌る宗門奉行が置かれたと考えられる。加賀藩の宗門奉行は、今枝弥平次近義・前田志摩正成ら5名の人持以上の高知行の家臣に任ぜられておりい、宗門改めの意味が大きかったことを意味している。

④延宝7年=寺社方所付改めの実施

藩は、延宝7(1679)年の「寺社方所付之惣帳」 改め¹²⁾、天和2(1682)年の寺社身分の再吟味¹³⁾を 行った。

殊に、延宝7年の「寺社方所付之惣帳」改めについては「一、延宝七年寺社方所付之惣帳相改候以後、脇々iz居屋敷等替候寺社之儀、此方へ及断、御年寄衆へ相達紙面等居屋敷替申渡候外に、延宝七年帳面之通相達有之間敷候。若心得違にて、地子地在之、社家下にて所替仕儀有之候は、最前帳面之通に相違無之様に、立帰罷有可申事」とあり、他所に屋敷替えをするものは事前に寺社奉行の許可を得ることとされた。以後、この「寺社方所付之惣帳」は寺社所在地の基本台帳となったのである。

B: 寺社の拝領地・寄進地改めなどによる寺社統制 ①寛永13年=拝領地改め

寛永14 (1637) 年の「高岡五社由来」によると、 「御領国寺社一統拝領地改」の文言が見られるい。 寛永十三年に、御領国寺社一統拝領之地面御改に付、御検 地奉行前波嘉右衛門殿を以、御社領並五社之宮地等打立處、 二十八石余之御高図りに相成由、重而御印之表御尋に付、 御印物御趣意申上候處、歩数之御定無之候に付、御印物二 通とも御取替、改而歩数等御定被成候而、御寄附候御印物 一通、左之通。

越中高岡神明·八幡·熊野·稲荷·大木宮、五ヶ所宮屋敷 之地二千歩、並近年其元策配仕来候作所之内毛付三千歩地 面、右御社為修理料被成御寄進訖。破損之所可令再興者也。 依而如件。

宽永十四年三月九日

横山山城守 名判 本多安房守 名判

高岡神主 豊後 殿

この由来書によれば、寛永13年に検地を伴う拝領 地改めが実施され、御社領並五社之宮地において28 石の高を見図ったという。御印物に歩数の記載がな いことから改めて居屋敷地の他、修理料として田地 300歩の寄進が行われた。この「御領国寺社一統拝 領地改」がどこまで実施されたかは管見史料では明 らかにし得ないが、検地を伴う最初の寺社領地改め であったと考えられる。

加賀藩では、農業政策の根幹として明暦期から寛 文期(1653~1672)にかけて改作法が実施され、よ り安定的な年貢収納がはかられた。しかし、寺院や 神社の所有する土地については、前田氏の初期の頃 の寄進・安堵は懐柔策の一環として行われたことに より寺領・社領の面積、地境などの不分明であるこ とから、この問題を解決することや、士農工商の身 分に含まれない、あるいは寺庵主・道場主などの身 分の定まらない階層の固定化及び所有地を確認し認 定するなどさまざまな問題が山積していた。これら を解決する手だてとして寺社改めという強権的政策 が実施されたと推測される。こうした施策が実施さ れる背景には、太閤検地による寺社領の没収と再交付という経済政策を伴った統制策があったと考えられる^[5]。

②慶安元年=寺社奉行の設置

慶安元 (1648) 年には寺社奉行が設置されており、 葛巻蔵人・岡島市郎兵衛・茨木右衛門らが任命され ている¹⁶¹。同年12月6日には寺社取締りのための九 箇条の法度が公布され、また同日には神社の社領・ 拝領屋敷地について、その証文を添えて書き上げる ことを命じている¹⁶¹。この命を受けた寺中佐那武社 では、同月16日に「一、今度神社御法度之旨被為 仰出趣、一々慥に承届候、於已来御制法之條々違背 仕間敷御事」¹⁸²と寺社奉行岡嶋市郎兵衛・葛巻蔵人 宛に法度遵守を誓約し、「神社法度」を強く受け止 めているようである。拝領地の由来を書き上げさせ る神社拝領地改めは、慶安元年から2年にかけて、 神社のみならず寺庵についても実施されたと思わ れる¹⁸¹。

慶長9 (1604) 年・元和2 (1616) 年には、改作 法施行の前提として隠田摘発を目的とした領国内惣 検地が実施されており²⁰⁾、歩数・境界が曖昧であっ た寺社拝領地の再検地はまさに隠田摘発の検地その ものであった。なお、この時の検地によりこれまで の360歩1反から300歩1反への切り替えがあり、藩 は2町歩に付き草高6石の出目が得たことになる。

③慶安5年=寺社奉行の職務を布達

慶安5 (1652) 年9月25日には利常は、寺社奉行の職務について十一箇条の規程を布達している²¹。

TIT.

- 一、寺社勤行祭禮無懈怠様可申渡事。
- 一、寺領・社領者、宮寺之祭禮修理等のために付置事。
- 一、諸寺の住持、不作法成義於有之者、穿鑿(詮索)之上 を以、住持入替申べし。跡出家中みだりなる族無之様 可申付事。付、非法執行事、令停止之條可吟味事。
- 一、諸寺之後住並新寺取たつる義、私として不致沙汰。其

宗旨之頭寺令吟味、奉行江断相極候様可申付事。

- 一、切支丹宗門常々可相改、最前彼宗門かはるといふも、 色々方便有之候問、念を入べし。初而寺を求め候もの、 急度可吟味事。
- 一、法度をそむくもの、或者分國を追放し、或はゆくゑしらざる浪人、社中抱置べからず。若左様之ものかくし 置候者、可為曲事旨可申付事。
- 一、佛事法會之外、夜中に人を集、夜談義不執行様に可申 付事。
- 一、山伏勧進之義者、伽耶院札次第可申付事。
- 一、諸宗出入之義、其頭寺より一宗中令相談、大形之義は下にて濟様に申付べし。若不相済義者、奉行江相斯候様に可申渡、斯次第遂吟味、旱速時明事。
- 一、寺社中一ケ年に一両度廻り可申事。
- 一、寺社方修理普請申付候刻、両人かはるかはる折々罷出 様子見計、奉行人無油断様に可申付事。

右條々相守、諸寺社江可申渡者也。

慶安五年九月廿五日

(利常)

ED

岡嶋一郎兵衛殿

葛卷藏人殿

上記の条々をみると、第一・二条に「一、寺社勤行祭禮無懈怠様可申渡事。」「一、寺領・社領書、宮寺之祭禮修理等のために付置事。」と示されている。寺社の役割は祭礼の執行が第一義的であったことは、近世における寺社の社会的位置づけが明確に示され、藩の寺社支配の象徴的事項であると考えられる。また、上記の第3・4条において私的に新寺建立が禁じられている。さらに、「一、諸宗出入之義、其頭寺より一宗中令相談、大形之義は下にて濟様に申付べし。若不相濟義者、奉行三相断候様に可申渡、断次第遂吟味、早速埒明事。」とあり、各宗触頭は、新寺と区別さるべき触下の寺院を完全に掌握しなければならなかった。ここに於いて領内の寺院は触頭の下に一元的に掌握されることとなり、ひいては蒂が一元的に寺院を掌握できることとなったのであ

13.

④承応3年=神主組合の編成

承応3 (1654) 年 4 月25日に、神主にも組合を編成するように命じたのである™。

尚々□□□のちり神主候はば、加賀守様御領分相改、 組合可被申付候、中納言様御帰国已然に帳可指上候、

以上

加賀守様御領分越中神主共組合申付、人々為致判形、両人之 奥判を調、帳面二冊可指越候。帳面調様之義は、案紙遺候問 可有其意得候。帳面出来候者、早々可有持参候、

恐々謹言

四月廿五日 (永応3年)

茨木右衛門 判

葛卷藏人 判

恒生种主

高岡稲荷社神主 豊後殿

新地之寺庵跡々より雖為御停止、重而永応三年に弥可相守 之旨被仰出候上者、地子地に有之候寺庵、御用地に被召上 候歟、又者居屋敷等に被下候共、向後承応三年以来之寺庵 は、地子屋敷にも指置申間敷旨被仰出に付、御書請奉行江 申渡候条、可被得其意候、以上

戌八月十九日

(万治元年)

前田対馬 奥村因幡 横山左衛門 長 九郎左衛門

本多安房

永原左京 殿

篠原織部 殿

23 |

このように慶安5年9月の寺社奉行職務規程や万 治元年8月19日の布達によって新寺取立が禁止され、承応3年8月の神主組合の編成と併せて、既存 の寺社は、触頭によって把握されるに至ったのである。ここに寺社改めの基礎が整備されたといえよう。 ⑤明暦2年=寺社屋敷改め

明暦 2 (1656) 年に寺社屋敷改めが実施され、由 緒の明確なものを除き、他は高に編入されることに なったのである。

万治2(1659)年2月15日の阿岸本誓寺の願書では「(前略) 明暦弐年右拝領屋敷可被召上之間、御年貢米納所仕候様ニと十村・肝煎再三申付、御国ニ召罷有御掟背申儀如何奉存、先両年米蔵納仕候。其上ニ⑪歎可申と奉存候所(後略)」²¹¹とあり、寺社屋敷地のほとんどが召し上げられ課税(宅地税)対象となる地子地に組み込まれていったようである。

さらに、藩は、寛文11 (1671) 年には、明暦 2 (1656) 年の寺社屋敷改めに洩れたものの再調査を 命じている。

一、御郡中寺社屋敷、明暦二年に御改、何も入高に被仰付候へ共、自然其節入高にはづれ罷在候寺社屋敷有之候はば、其名并屋敷之歩数、何村領に居住仕旨書記可申候、但、屋敷被下旨証文有之候はば、写指越可申候、勿論証文無之候へ共、前々より年貢米出不申分者、其趣書記可申候(後略)²⁵¹。

⑥万治2年:寺社方屋敷改奉行が設置される

万治2(1659)年5月3日付で、寺社方屋敷改奉行が設置され、奉行に横山右近・前田主膳の両名が任命された。寺社はもとより神主並山伏も対象となった²⁶¹。

御分国中寺社方屋敷改奉行、横山右近・前田主膳被仰付 候條、惭有度方候はば、書付早々右両人迄持参候様に、 下神主並山伏共へも可被申触候。披見候はば、名の下に 判形候で可被指越候、恐惶謹言

> 亥五月三日 茨木右衛門 葛巻蔵人

ここで、上記の①から⑥の寺社統制にかかる前田 氏、続いて加賀藩の寄進・安堵・諸役免除などの保 護措置については、(表1)によりとりまとめてみ ると、天正10 (1582) 年に始まり、慶長10 (1605) 年までの前田氏の寺社に対する懐柔策の時期(第1 期、この間寄進33件、安堵6件、諸役免除10件)、 以後寛永13年までを加賀藩として寺社懐柔策の時期 (第2期、この間、寄進21件、安堵11件、諸役免除 1件)、以後万治3年までを一連の寺社改めを通じ て前田氏一門の菩提所・祈祷所など藩の公的寺社と する時期(第3期、この間寄進21件、安堵4件、諸 役免除 0) と考える。寄進は第1期が最も多く、諸 役免除もこの期に集中している。安堵については、 慶長年間を通じて安堵をうけている場合が多い。寛 永13年以降は、新規寄進は特殊な関係のものに限定 される。そして、慶安の総検地の結果、承応3年頃 までに固定され、万治3年において寄進は終了する、 というのが、加賀藩の寺社領寄進の動向の大略であ

(表1) 加賀藩領内寺社の寄進・拝領、安堵・諸役免除の年次別件数一覧

| | 天 正 | | | | | | 1 | 文 | 禄 | 慶長 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|
| а | 10 | 11 | 12 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 2 | 5 | 2 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| b | 5 | 1 | 2 | 6 | 2 | 3 | 1 | 2 | 2 | 2 | | 1 | 1 | 3 | | | 1 | 1 | | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 1期 33件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| С | | | | | | | | | | | | | | 1 | 2 | 2 | | | 1 | 1 | 2 | 2 | | 1 | 2 |
| | | | | | | | - | | 1期 | 6 | 件 | | | | | | | | | | | | | | |
| d | | | | | | | | 2 | | 2 | 2 | | | | | | 4 | | | | | | | | |
| | | | | | | - | | | 1期 | 10 | 0件 | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | 元 | : 禾 | | | | | 逭 | 永 | | 正 | 保 | E | 憂安 | | 承 | 応 | 明 | 暦 | 万治 |
|---|---|---|---|-----|----|----|---|---|---|----|----|---|---|-----|----|-----|---|---|---|---|----|
| а | 1 | 3 | 4 | 5 | 7 | 8 | 9 | 6 | 8 | 14 | 15 | 2 | 4 | 2 | 3 | 4 | 2 | 3 | 2 | 2 | 3 |
| b | | | 1 | 1 | 4 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 6 | 2 | 1 | 1 | |
| | | | 2 | 期 | 2 | 1件 | | | | | | | | 3 ; | 期 | 21 | 件 | | | | |
| С | 1 | 2 | | | | | | | | 3 | | | | | | 1 | | | | | |
| | | | 2 | 期 | 1. | 1件 | | | | | | | | 3 | 期 | 4 1 | 4 | | | | |
| d | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 2期 | 1 | 件 | | | | | | | | 3 | 期 | 0 1 | 4 | | | | |

註 1. a = 年号、b = 寄進・拝領の件数、c = 安堵の件数、d = 諸役免除の件数

2. 加賀藩政の時期区分 1期:天正10年~慶長10年

2期:慶長11年~寛永9年

3期: 寛永10年~万治3年

⑦延宝2年及び貞享2年の寺社の由緒書上

藩は、加越能三カ国の寺社に対して、延宝 2 (1674) 年には「社寺来歴」、貞享 2 (1685) 年 4 月には「寺社由来」の提出を命じた。寺社が各々の由緒を差し出すということはとりもなおさず加賀藩に従うことを意味するものであったので、「延宝二年加越能社寺来歴」と「貞享二年寺社由来」の登載により、藩における領内寺社の格付けあるいた位置付けがなされたということは、貞享2年には加賀藩のこれまでの一連の寺社統制策が完了したことを意味するものであったと考えられる。

なお、上記の①から⑥の寺社改めは、新たな課税 対象地としての領地の的確な掌握のため、また、寄 進地の領域や面積の曖昧なものなどの精査という視 点からの寺社改めを実施したものと考えることがで きる。そのような意味合いにおいて、改作法実施の 精神を寺社に拡大しようとしたのが寺社の拝領地改 めであった。大桑斉は「加賀藩の寺社改め」におい て「寛永・慶安の寺社改めが農政上の施策と密接に 関連するものであり、加えて、その布達された承応 元(1652)年の改作法がスタートの年であることを 知るとき、単なる寺院統制・宗教統制という以上の ものを見なければならない。」 57 と指摘している。

ここで、寺社の拝領地改めと改作法に関わりにつ いて補足的に記しておくと、加賀藩初期の諸政策の なかで、最も緊急でかつ根本的な問題は生産力の掌 握と年貢の確定であった。そのため、土地の生産力 を数量的に把握するとともに、新たに出分を打ち出 し、これによる年貢の増収を図ることであった。慶 長10 (1605) 年の砺波・射水・氷見の三郡における 総検地の結果、大多数の村において村高が増加した と考えられる。その後、加賀藩三代藩主利常が、 藩政初期以来の農政の反省の上に立って、慶安4 (1651) 年に着手され明暦 2 (1656) 年までに行わ れた農政改革「改作法」を実施した。この結果、本 百姓など農業労働力が確保され、農業経営が安定化 し、よって農民の再生産を可能にしたことである。 すなわち、この改作法は領民すべてに土地を占有さ せその代価として年貢を納入させるものであり、そ のためには、検地による領内全域の土地の調査と占 有者・年貢負担者の確定が必要であった。農地につ いては十村制度を活用し、村請制により安定的な年 貢収納がはかられた。

かくて、改作法によって農地・農民の掌握が達成され、武家の給人知(家臣の俸禄)直支配の禁止など農地に対する政策が功を奏した。一方、利家・利長時代に行った寺社に対する懐柔策から寺領・居屋敷の寄進が進められたが、寺領境も曖昧なものも多くあったようである。そのため寺社の拝領地改めが不可欠であったのであろう。

1-3. 寺社改めの帰結として公的寺社の指定

(1)「延宝年中加越能社寺来歷」

「延宝年中加越能社寺来歴」29 は、延宝2~3年

に書き上げられた寺社の由緒・建造物目録等を集録している。延宝2~3年の寺社改めは、その由緒書上からみると、前田氏一門の、a. 菩提所、b. 息災延命、病気平癒・安産などの祈祷所、c. その他、前田氏の外護により藩の公費で修繕や修復を受けることの出来る寺社に大別できる。即ち「社寺来歴」に登載された寺社は、前田氏一門の菩提所・祈祷所・外護所として藩の特別保護を受ける、いわば藩の「公的寺社」を認定したものと考えられる。ここで、「社寺来歴」に登載されている寺社を由来書の内容から上記のa・b・cに分類した寺社を挙げておくこととする。

ア. 菩提所・位牌安置所

- ·小立野天徳院(天徳院様菩提所、利常様建立)
- ・泉野寺町玉泉寺天満宮(玉泉院様発願により建立、寛永6年より祈祷申付けられ、寛永16年玉泉寺位牌所)
- ・小立野経王寺 (寿福院様菩提寺・前田家の祈祷所)
- ·小立野如来寺(権現様御位牌安置、天徳院様位牌所)
- · 金沢卯辰妙泰寺(前中納言様御姫玉泉院様御養子理性院殿寿貞大姉御菩提所)
- ・七尾長齢寺(利家御母上の御影・御位牌安置菩提所)
- ·瑞龍寺(寛文3年御普請、利長様菩提所)
- ・ 亀占庵、林洞庵、法性庵、東漸庵は瑞龍寺の塔頭寺
- · 繁久寺(瑞龍寺御廟守)
- ・桃雲寺(高徳院様遺言により御廟築かれ、瑞龍院様建立)※「貞享2年由来書」
- ・芳春院(芳春院位牌を安置)※「貞享2年由来書」
- ·梯天満宮松雲庵(北野天神遷宮·天神御影奉納、前田家代々氏神社、御祈祷所)

イ. 祈祷社寺

- · 金沢卯辰八幡宮(御城下神社之御祈祷所)
- ・ 小松養福院 (利長様息災延命・安全祈願の為建立)
- ・ 金沢野町神明宮 (利長様祈祷の為に建立)
- ・ 金沢山伏観行院 (利長様・利光様代々御祈祷所被仰付られる)
- ・三崎神社 (利家病気平癒の祈祷、以来代々の祈祷所)
- · 卯辰山爱宕社明王院(利家様御祈祷所)
- ・安居安居寺(慶長11年、利長様祈願所仰付けられ)
- ・立山岩峅寺(利家様寄進、利長・利常様諸堂修復、正保4年、利常様より犬千代様祈祷)

- ・立山芦峅寺(利家様寄進、利長・利常様諸堂修復、芳春院様・玉泉院様姥堂御参詣)
- ・小立野波着寺八幡宮(利家様御代本丸に安置)
- ・小立野愛宕社宝幢寺(祈祷弁頭寺を勤める)
- ・越中大岩不動日石寺(加賀守様御代々御祈祷寺に仰付けられる)
- ウ. 御産神之宮など
 - ・長谷観音院(前田家の御産神之宮に仰付けられる、利常様建立)
 - · 北中条村山王社(利家様以来、御前様御懐胎之時分御帯被成)
- エ、前田氏諸堂建立・修復などゆかりの社寺
 - ・小立野宝円寺(利家様と師檀の契約有り)
 - ・伝燈寺(微妙院様ゆかり)
 - · 泉野寺町稲荷社(利常様御代建立)
 - ·同稲荷真長寺(微妙院様建立)
 - · 白山比咩神社(利家様白山堂建立)
 - · 宮腰佐那武大野湊神社(利家様御造営)
 - ・小立野献珠寺 (家臣横山外記老母の為微妙院の意により建立)
 - ・金沢野田寺町長久寺(開基は利家様御妹子様高畠石見守殿御後室)
 - · 黑津舟小浜神社(利長様再興)
 - · 越中高岡稲荷社(利長様建立)
 - ・能登一宮気多神社(天正10年、利家様より社領寄進)
 - · 越中二上山二上神社并養老寺(利長様社頭修理)
 - ·射水郡一宮(利常様建立)
 - ・多田八幡 (利長様ゆかり)
 - ·越中一宮慶高寺(利常様建立)
 - · 倶利伽羅不動并長楽寺(利家様拝領)
 - ·能登三崎高座金分両社(瑞龍院·微妙院·当御代御造営)
 - · 越中埴生八幡宮(利長様参宮、帰陣後内陣御建立)
 - · 能登吠木山法住寺(利長様御建立)
 - · 能登櫛比総持寺(利家様御建立、芳春院様山門建立)

上記のアの菩提寺は別として、イの祈祷寺は主と して藩主及び一族のための祈祷であり、近世的領主 主権の一つの形態である。また、イ及びウ・エの各 寺社は領主加賀藩主の外護を受けたいわゆる由緒寺 院として領主の宗教的権威を代行する機能を与えら れていたのである。

(2) 貞享2年の「寺社由来書」

貞享2 (1685) 年4月3日、利常は領内すべての

寺社に対し、藩の統一書式に従って由緒書を提出す るよう布達した30%。

> 御手前並下寺社不残由来御尋候條、由来書付、且又縁 記(起カ)・寄進状之分者、別紙目録記、触下寺社 面々より両通書付被集、調次第一所に早速可被差越候。 當六・七月限り可被出候。書付発端並終之文言遣之候 間、可被得其意候。披見以後可在判形候、恐惶謹言

丑四月三日

不破彦三 判富田治部左衛門

この布達によって加越能三カ国の触下寺庵ごとに提出され線められたものが「貞享二年寺社由緒書上」 があり、貞享4 (1687) 年3月にこれらの寺社の中から菩提所を除いて寺社領を有するもののみをリストアップしたものが「寺社由来書」 である。「寺社由来書」の概目の後に「貞享四年三月 御菩提所之外、寺社方御寺領御社領等被下置候分、由来書」と記されている。次に「寺社由来書」に登載された寺社の由来をみると、桃雲寺(高徳院様遺言により御廟築かれ、瑞龍院様建立)・芳春院(芳春院位牌を安置)・東漸寺・林洞寺・亀占寺・法性寺以外の寺社、そのほとんどが前田氏の統治以前からの由緒を有している次にあげる社寺である。また、「寺社由

来書」にリストアップされた50カ寺社のうち20カ寺社は既に「延宝弐年社寺来歴」に登載された寺社である。

A. すでに「延宝弐年社寺来歴」に登載されている社寺

· 物持寺· 繁久寺· 伝燈寺· 波着寺· 明王院· 長 築寺· 安 居寺· 二上山養老寺· 大岩山日石寺· 宝 幢寺· 立山岩峅寺· 中宮姥堂· 小松天神社· 石 川 郡寺中· 法住寺· 黑津舟· 埴生八幡宮 · 高岡稲荷神 社 · 三崎金分 · 高座神社 · 能州一 宮 · 慶高寺

B.「貞享二年寺社由来」に初めて登載された寺社 ・永光寺・光禅寺・蓮江寺・霊泉寺・金峯寺・海 門寺・高勝寺・長福院・成喜坊・遍照坊・石動山天 平寺・明日山法福寺・円福院・吉祥坊・大福寺・宝 泉寺・下白山・能登郡所口神社・小浜神社・勝興 寺・国泰寺

(表2) 延宝2年「社寺来歴」・貞享2年「寺社由来」に登載された宗派別寺社数

| | 間 | 臨 | 其 | 台 | 淨 | B | - | 社 | 時 | 合計 |
|----------|----|---|----|---|---|---|---|----|---|----|
| 延宝「社寺来歴」 | 7 | 1 | 12 | 2 | 1 | 2 | 0 | 14 | 1 | 41 |
| 貞享「寺社由来」 | 15 | 2 | 16 | 3 | 0 | 0 | 1 | 9 | 0 | 47 |
| 共 通 | 1 | 1 | 9 | 2 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 21 |

寛永13 (1636) 年の拝領地改めに始まる寺社改め はこの貞享2年の由緒書提出を以て一応の帰結とな り、加賀藩における寺社の整理と菩提寺や祈祷寺な ど公的寺社としての各寺社の格付けがなされたこと になる。以後、藩政期を通して寺社の基本台帳とし ての役割を果たしたのである。なお、この年は、貞 享2 (1685) 年11月22日付で新規の祭礼が差留とな

っている³³⁷。また、寺社のみならず、諸臣・家柄町 人・御扶持人十村・非人頭なども由緒書上を提出さ せられており、寺社由緒書上もその一環であった。

次に天正期以降、前田利家・利長・利常から寄進・安堵などの保護を与えられてきた寺社名を(表 3)により整理し、藩の対寺社統制策の方向をみる こととしたい。

(表3) 加賀藩領における社寺の「社寺来歴」・「寺社由来」掲載比較一覧

| 社寺名 | 宗派 | 延宝 | 貞享 | 由緒等 | 寄進・安堵などの年次・内容 |
|---------------|-------------|---------|----|---------------------------|----------------------|
| 宝円寺 七尾 | illi H | 0 | | 利家建立 | 天正9、創建、 |
| 気多神社 能登一宮 | 社 | 0 | 0 | | 天正10、11、制札・700俵の田地寄進 |
| 妙成寺 能登 | E . | | | | 天正10、制札・ |
| 宝泉寺 道下 | 真 | | 0 | 利家様入国折 | 天正10、10田俵の地寄進 |
| 海門寺 太田 | 漕 | | 0 | | 天正10、30田俵の地寄進 |
| 長福院 能登一宮 | 真 | | 0 | 利家一社取立 | 天正10、200石居屋敷寄進 |
| 高勝寺 能登三崎 | 台 | | 0 | 利長利常建立 | 天正12、30俵寄進 |
| 神明宮 金沢野町 | 社 | 0 | | 利長建立 | 利長入国の時、稲荷社建立 |
| 三崎金分高座神社 | 社 | 0 | 0 | | 天正14、利家田5町寄進 |
| 伊勢領御師堤源介 | 社 | resett. | | | 天正14、小坂の内120俵寄進 |
| 高徳寺 矢波村 | illr | | | <u> </u> | 天正14、大矢部村1町5段寄進 |
| 佐那武大野湊神社 | 社 | 0 | 0 | 利家再興 | 天正14、再興、2田町の地寄進 |
| 黒津舟社小浜神社 | 社 | 0 | 0 | 利家建立 | 天正14、再興、田2町の地寄進、制札 |
| 埴生八幡宮 | 社 | 0 | 0 | : | 天正14、60田俵の地寄進 |
| 櫛比総持寺 能登 | illi | 0 | 0 | 利家建立 | 天正15、再建 |
| 明日山法福寺 | 真 | | 0 | ; ; | 天正15、100俵の地寄進 |
| 永伝寺 石動 | illi | | 0 | | 天正15、山地寄進、55俵の地寄進 |
| 勝興寺 伏木 | _ | | 0 | | 天正16、100俵の地寄進 |
| 立山芦峅姥堂 中宮寺 | 台 | 0 | 0 | 利家諸堂修復 芳春院·玉泉 院中宮參詣 | 天正16、100俵の地寄進 |
| 立山岩峅寺 | 台 | 0 | 0 | 立山御本社利 常建立 | 天正16、100俵の地寄進 |
| 所口神社 能登 | 社 | | 0 | 1 | 天正17、利家より社領23 石寄進 |
| 石劲山天平寺 | ŢĘ. | | | | 天正19、100俵の地寄進 |
| 長齢寺 | itti | 0 | | 利家母御位牌 | 天正年中利家建立 |
| 福田村神主駿河 | 社 | | | | 文禄 2 、諸役免除 |
| 白山比咩神社 | 社 | 0 | | 利家建立 | 年次不詳、利家入国の時に建立 |
| 金峯寺 | 曹 | | 0 | 利家出陣の旗 棹召上 | 利家の代、寺領10石寄進 |
| 成喜坊 羽咋 遍成坊 | Ĩį | | 0 | 天神由緒 | 利家様御影并墓所 |
| 観行院 山伏 金沢 | 修験 | 0 | | 利長・利光祈 祷所 | 利家の代 祈祷 |
| 長久寺 野田寺町 | illi | | | 開基利家縁戚 | 慶長 5、30石の地寄進 |
| 桃雲寺 | illi Lli | | 0 | | 慶長 5、創建(利家廟所) |
| 蓮江寺 輪島 | yiir | | 0 | | 慶長 5、10石の地寄進 |
| 卯辰愛宕社明王院 | 真 | 0 | 0 | 利家祈祷所 | 慶長 5、利長建立 |

| 北中条村山王社 | 社 | 0 | | 前田氏氏神 | 利長室建立、米30表寄進 |
|-----------------|-------------|---|---------|--------|-------------------|
| 総持寺塔頭芳春院 | 谱 | | 0 | 芳春院菩提所 | 慶長6、創建 |
| 信光寺 砺波郡 | 曹 | 1 | | 1 | 慶長6、域内を安堵 |
| 称念寺 寺家村 | _ | | | | 慶長8、寺家村分1段20歩寄進 |
| 愛宕社宝幢寺 | 真 | 0 | 0 | 利長建立 | 慶長 9 、利長建立 |
| 善徳寺 城端 | _ | | | | 慶長9、屋敷地子免除 |
| 国泰寺 西田村 | End End | | 0 | | 慶長10、検地後も知行不変安堵 |
| 安居寺 砺波郡 観音堂 | 真 | 0 | 0 | | 慶長11、諸堂再建 |
| 因徳寺 | _ | | | | 慶長12、旧刑場を与える |
| 二上神社并養老寺 | 真 | 0 | 0 | 利長社頭修理 | 慶長15、6石7斗の地寄進 |
| 二上山金光院 | 真 | | | | 慶長15、支配地安堵 |
| 高岡稲荷社 | 社 | 0 | 0 | 古肥前勧請 | 慶長15、古肥前勧請 |
| 倶利伽羅明王院 | 真 | 1 | | | 慶長16、53石安堵 |
| 下白山 | 社 | | 0 | 利長寄進 | 慶長16、33石3斗の地寄進 |
| 徳翁寺 | 曹 | , | | | 慶長17、屋敷地安堵 |
| 永久寺 卯辰山 | 真 | | 0 | 祈祷寺 | 慶長17利家より居屋敷拝領 |
| 法鬥寺 高岡 | 谱 | | | | 慶長18、創建(後の瑞龍寺) |
| 上日寺 氷見 | 真 | | | | 慶長19、山林4町に5町程寄進 |
| 常泉寺 小津 | 曹 | 1 | 1 | | 慶長20、門前地寄進 |
| 卯辰山長谷観音院 山王社 | 真 | 0 | | 利常建立 | 元和 2 、利常建立 |
| 卯辰八幡宮 | 社 | 0 | 1 | 利常建立 | 年次不詳、利常建立 |
| 波着寺 八幡宮 | 真 | 0 | 0 | 利家 | 年次不詳、卯辰八幡宮を城内に安置 |
| 千光寺 芹谷 | 真 | | | | 元和3、制札 |
| 高岡天満宮 | 社 | | | | 元和3、金沢泉野に移す |
| 金沢寺 卯辰 | 真 | | | ¥ | 元和5、屋敷地寄進 |
| 安養寺 徳田 | 真 | | | | 元和7、屋敷地12石寄進 |
| 霊泉寺 七尾 | illi 1-1 | | 0 | 1 | 元和7、15石余寄進 |
| 俱利伽羅不動堂 并長楽寺 | 其 | 0 | 0 | | 元和7、95石余寄進 |
| 円福院 羽咋 吉祥坊 | 真 | | 0 | 利家拝領 | 元和7、利常より居屋敷・寺領拝領 |
| 稲荷社 泉野寺町 | 社 | 0 | ***** | 利常建立 | 元和8、利常建立 |
| 稲荷真長寺 | 英 | 0 | 7.505.0 | 利常建立 | 元和8、利常、稲荷社別当として建立 |
| 愛宕寺 鹿島郡 | 真 | | | | 元和8、屋敷地寄進 |

| 常通寺 鹿島郡 | _ | | | | 元和8、屋敷地寄進 |
|--------------------|-------------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 妙泰寺 卯辰 | 日 | 0 | | 利長等菩提所 | 元和 9 、 |
| 永光寺 射水郡 | 谱 | | 0 | * | 寛永3、寺屋敷3石の所検地免除 |
| 永福寺 射水郡 | _ | | | † | 寛永3、寺屋敷3石の所検地免除 |
| 玉泉寺 天満宮 | 時 | 0 | | 玉泉院発願 | 寛永6、浄禅寺を改め、 |
| 多田八幡 小松 | 社 | 0 | , | 利長参詣 | 寛永10、利長参詣 |
| 貝勝寺 上市 | 曹 | | | | 宽永15、江湖執行当年地子米 免除 |
| 败地天神社 | 社 | | | | 寛永15、社領安堵 |
| 春日社 山上村 | 社 | | 1 | † | 寛永15、居屋敷を寄進 |
| 繁久寺 高岡 | 曹 | 0 | 0 | | 正保2、5万2千700歩余寄進 |
| 厳照寺 般若野 | _ | | | | 正保4、寺屋敷拝領聞届 |
| 梯天満宮松雲庵 (小松天神社) | 社社 | 0 | 0 | 利長参詣 微妙院建立 前田家の氏神 | 慶安2、制札、寛永10 筑前守参詣 |
| 大福寺 富来 | 英 | | 0 | | 慶安2、20俵、20石を寄進 |
| 吠木山法住寺 | 真 | 0 | 0 | | 慶安2、30俵を寄進 |
| 慶高寺 一宮村 | 其 | 0 | 0 | 利常諸堂建立 | 慶安3、寺領10俵の地寄進 |
| 熊甲社 鹿島郡 | 社 | | ; ; ; | | 慶安4、1反を寄進 |
| 献珠寺 小立野 | 型7 | 0 | 1 | 微妙院建立 | 慶安4、寺領30石の地寄進 |
| 養福院 | 真 | 0 | | 利常建立 | 承応2、利常建立 |
| 光禅寺 氷見 | 曹 | | 0 | | 承応3、6石を寄進 |
| 瑞龍寺 | 谱 | 0 | 1 | 利長菩提所 | 承応3、300石寄進 |
| 伝燈寺 | 臨 | 0 | 0 | 微妙院再興 | 承応3、100石寄進 |
| 天徳院 | illi Li | 0 | 1 | 天徳院菩提所 | 承応3、500石寄進 |
| 経王寺 | В | 0 | 1 | 寿福院菩提所 | 承応3、20石寄進 |
| 大岩不動日石寺 | 滇 | 0 | 0 | 加賀守祈祷寺 | 明暦 2 、寺領20石の所寄進 |
| 高岡法華宗八か寺 | 日 | 1 | • | | 明暦2、高岡に寺地拝領 |
| 瑞龍寺塔頭亀占庵 | 7 f - | | 0 | 利常建立 | 明暦3、創建 |
| 同上 法性厖 | īĦī | | 0 | 利常建立 | 明暦3、創建 |
| 同上 東漸庵 | THE | | 0 | 加賀守建立 | 万治2、50石寄進 |
| 同上 林洞厖 | illi Li | | 0 | 加賀守建立 | 万治2、50石寄進 |
| 如来寺 | 淨 | 0 | | 天徳院建立 | 万治3、200石寄進 |
| 95 | | 41 | 47 | | |

- 註1 上記の表は加賀藩史料・延宝2年の「加越能寺社来歴」及び貞享2年の「貞享二年寺社由緒 書上」、『富山県史』通史近世編下第21俵、大桑斉「解説 加賀藩の寺社改め」表1(『加越能寺社 由来』)より作成
 - 2 宗派欄の曹=曹洞宗 臨=臨済宗、真=真言宗、台=天台宗、浄=浄土宗、日=日蓮宗一=浄土真

宗(一向宗)、社=神社

3 寺社の順番は、各寺社の最初の寄進・安堵の年号順とした

上記の表にみると、天正9 (1581) 年から万治3 (1660) 年にいたる間、加賀藩が発給した領内の寺 社に対する寺領寄進及び安堵などの特権付与の件数 は、全件数95件、その内、神社22社、曹洞宗27カ寺、 臨済宗2カ寺、真言宗27カ寺、天台宗3カ寺、一向 宗7カ寺、日蓮宗4カ寺、浄土宗1カ寺、時宗1カ 寺、修験1カ寺、全体で95社寺である。なかでも前 田氏や加賀藩の菩提寺やゆかりが深い曹洞宗が全体 の29%で、祈祷を付託する密教(真言宗・天台宗) が30カ寺で両者で60%、さらに神社を加えると83% を占め、加賀藩が重視する宗教的な考え方がうかが える。一向一揆を起こした一向宗はわずか7カ寺で 1%にもならない。日蓮宗もわずか2カ寺に過ぎな い。また、改作法の準備段階で実施された慶安の総 検地を基準にみると、以前が75カ寺79%、以後が20 カ寺19%で藩政初期に集中しているかが窺える。な お、以後の20カ寺のうち、18カ寺が「社寺来歴」・ 「寺社由来」に登載され公的な寺社として認められ ている。また、「社寺来歴」・「寺社由来」に登載 されなかった社寺27カ寺のうち、能登・越中が25カ 寺におよび、政初期に寄進・安堵を受けた社寺の殆 どが金沢を中心とした地域に集中しているのであ る。結局、「寺社来歴」や「由緒書上」による寺社 改めが如何に意図的な施策であったかである。

1-4. 加賀藩の宗教政策と立山

(1) 芦峅媼堂中宮寺と岩峅立山寺の加賀藩におけ る位置付け

上記でみてきたとおり、藩の寺社政策において立 山の芦峅畑堂中宮寺と岩峅立山寺は「社寺来歴」・ 「寺社由来」共に登載されており、藩の公的な寺院 として確定し、bの役割とcの外護を受けることと なったのである。なお、cについては、いわゆる公 費による普請=御普請の寺院と認定されている。

このような藩からの外護を受ける根拠としては天正 16年の前田利家の寄進状3()・35) に依拠するものであ る。

> 當村之内を以、媼堂江為新寄進百俵之候。全有寺務、 諸堂伽藍成次第被加修理、徜行等不可有油断候。仍 寄進状、如件。

> > 天正十六

十一月腑日

(前田) 筑前守 利家印

立山中宮寺 衆徒・社人中

岩峅村之内ヲ以、立山権現江為新寄進、百俵進之候。 全有寺納、諸堂被為造営祭礼勧行、不可有油断候。仍 寄進状、如件。

天正十六

(田前) 筑前守

利家印

立山寺 浆徒神主

ア. 寄進・安堵の状況及び外護

寄進・安堵の状況 こうした藩の寺社政策におい て、芦峅畑堂中宮寺と岩崎立山寺の寺領寄進・安堵 は前田利家によって天正16 (1588) 年に100俵の地 の寄進に始まり、その後の利長・利常など藩主から 衆徒神主諸役免除・山銭免除などの特権が付与され ており、安堵を含めると16件(回)にも及び、その 他の諸宗、曹洞宗・臨済宗・真言宗・一向宗などに 対する寄進・安堵の回数を見ても最も多い。ちなみ に、次に多い伊勢御師堤源介(氷見)・今石動永伝 寺・瑞龍寺・安居寺は各々3件(回)であることを みると芦峅媼堂中宮寺と岩峅立山寺は異常に多いこ とがわかる。なお、芦峅寺・岩峅寺に対する寺領寄 進高については各50石、両寺合わせて100石である。 ちなみに、中世以来真言宗の古刹である石動山天平 寺については、天正19 (1591) 年に100俵(後の50 石)、承応元(1652)年に100石が加増されているが、同じく真言宗の古利大岩山日石寺は、明暦2年に寺額20石の地が寄進されているに過ぎない。また、白山についても、慶長元(1596)年に白山比咩神社社殿の再興が最初の保護策として登場でする。その後、慶長16(1611)年に33石3斗の地が寄進されている。のみであった。

このように見てくると、延宝2年「延宝年中加越 能社寺来歴」に見える加賀藩の菩提所として厚遇さ れた曹洞宗寺院は別格として、寺領寄進・安堵のほか他の寺社には見られない衆徒神主緒役免除・神領外上申地諸役免除山銭免除などといった諸役免除の特権が与えられている立山の画崎は、取りも直さず滞によって大きな"期待"が懸けられていることを示している。その期待とは、一に、信州・飛驒との国境の警備に係わる事柄、二つに平安後期からの立山信仰に係る修験の寺としての祈祷力を挙げることができる。

(表 4) 芦峅中宮寺・岩峅立山寺に対する寺領寄進・安堵・諸役免除など特権付与

| | | | 芦峅 中宮寺 | 岩峅 立山寺 |
|----|------|----|---------------------|-------------------|
| 1 | 年号 | | 内 容 (発給者) | 内 容 (発給者) |
| 天正 | 16 · | 11 | 同所内100俵の地寄進(前田利家) | 同所内100俵の地寄進(前田利家) |
| 同 | 18 · | 2 | 衆徒神主緒役免除(前田安勝) | 衆徒神主緒役 免除(前田安勝) |
| 文禄 | 5 · | 6 | 神領外上申地諸役免除(岡嶋一吉) | |
| 文禄 | 5 · | 7 | | 神領外上申地諸役免除(岡嶋一吉) |
| 慶長 | 7 - | 12 | 100俵の寺領安堵 (前田利長) | 100俵の寺領安堵(前田利長) |
| 同 | 8 . | 2 | 山銭免除先例により(前田利長) | 山銭免除先例により(横山長知) |
| 同 | 17 · | 10 | | 利長本復祈願米俵(前田利光) |
| 同 | 17 | | | 講堂社壇拝殿再建(前田利長) |
| 同 | 20 • | 2 | 寺領100俵の地安堵(前田利光) | |
| 元和 | 1 · | 10 | | 寺領100の地安堵(前田利光) |
| 元和 | 4 · | 3 | 寺領50石の地諸役免除(前田利光) | |
| 同 | 3 | | | 室堂再建 (玉泉院夫人) |
| 明暦 | 元· | 7 | 衆徒社人旧の如く諸役免除(山本清三郎) | |

前田氏は、藩政当初から領国支配を進める上で信州ルートは国境管理上からも枢要地であると認識しており、この信越ルートの問題は黒部奥山廻り役を設置するなど加賀藩にとってゆゆしき問題であった。一例をあげれば、寛永の頃、いわゆる「不審なるもの」が立山を徘徊し、さらに、浪人・山賊等の輩そして「他国路通之徒」が頻繁に往来していたのである。なお、元禄12年の記録に、「ザラ越えは難所で牛が通れない」と報告しており354、牛の通行を

試みるほどに物量の需要があったことをうかがわせるものである。

一 同郡声崎寺村ヨりはりの木峠へ掛り、信州之内野口村と甲在所江龍出甲候、ざらと甲難所ニ而牛通り不甲候、

元禄十二年三月廿三日 山 廻内山村三郎左右門

この後、慶安元 (1648) 年6月、ザラザラ越や黒

部奥山の入り口に位置する蘆峅村の三左衛門父子を 召し出して奥山の様子を聞き礼し、更に藩吏を随行 させて黒部奥山を探検調査させている³⁰。

外 護 保護のうち目にみえるものは公費による 書請=御書請の寺院と認定されていることである。 「加越能文庫」所収の古記録のうち、①「寺社方旧 記抜書」(天保7年写し)②「加越能社寺詳細帳 御府外之部」(昭和8年写し)③「寺社奉行留書」 (寛政年間~文久2年)④「加越能寺社方御書請所 附」(文化3年写し)⑤「御添印帳之内より抜書之 部」(文政7年以降)など蒂の公的記録に岩峅寺・ 芦峅寺の名が見える。

詳例として「寺社奉行留書」(寛政年間~文久2年) の記事から岩峅寺・芦峅寺に係る記事(項目のみ) を挙げておくこととする。

寛政7年11月、立山芦峅寺大宮社堂、去冬大風之節、古木 風折、社堂へ掛、及大破候ニ付、修復の 事

回 立山岩峅寺社堂御修復の事

文化 4 年 立山御本社御建直の事

文化 6 年 立山岩峅寺大権現正遷宮御入用の事

文化10年 立山 芦峅寺 本社屋根 葺 替の 事

文化11年 立山芦峅寺姥堂選仏入用銀の事

文政12年 立山大権現御修復の事

天保14年 立由御本社棟札之儀二付御尋御答書

万延元年 立山本社建替の事

この他、御普請が適応された越中の社寺には、埴 生八幡・安居寺・伏木一宮・瑞龍寺・瑞龍寺塔頭 4 寺・繁久寺・日石寺・岩崎寺・芦崎寺・立山・石動 山天平寺・国泰寺がある。

イ. 祈祷寺など公的役割

先述の如く、慶長・元和(1596~1623)期においては、加賀藩は他の寺社と同様に立山に対しても寺領寄進や寺領安堵を通して加賀藩治下に置く体制を

確固たるものとしていったのである。こうした藩の 対応に対して、岩峅立山寺・芦峅媼堂中宮寺がなす べき宗教活動は、第一に岩峅立山寺であれば岩峅寺 村人、芦峅媼堂中宮寺であれば芦峅寺村民の宗旨人 別帳による管轄住民など民事的義務を果たすこと ●。第二に祈祷寺として藩主や幕府に係る人々の病 気快癒や五穀豊穣の祈祷を勤めること、第三には先 述したように立山を通行する者のチエックであっ た。

なお 加賀藩は、承応元(1632)年(カ)領内の 祈祷寺院として、加賀長谷観音・白山・那谷・立 山・埴生・石動の六か所を挙げ、祈祷寺としての位 置づけを明確にしている¹¹¹。

中納言様為御祈祷、従大千代様長谷観音・白山・立山・ 埴生・石動山於六ヶ所二被仰付候、如常春之被執行、来 正月御札早々上候様二各へ可申達之旨、小松津田玄蕃・ 横山左衛門・前田出雲守方より申来候條、右社二被申渡 尤候、

(承応元年カ) 十二月十五日

> 長九郎左衛門 小幡 宮内 本多安房守

岡島一郎兵衛 殿 葛 卷 蔵 人殿

近世初期、慶長17 (1612) 年から天和3 (1683) 年までの岩崎立山寺・媼堂中宮寺が行った祈祷に関 する実態は、岩崎寺雄山神社文書や芦峅寺一山会文 書の史料や『加賀藩資料』・『国事雑抄』などの史 料から岩崎寺・芦崎寺に関わる初期の祈祷は表5の ような内容となる。

(表5-1) 岩峅寺における祈祷の実績

| 年 次 | 岩峅寺関係 |
|--------|----------------------------------|
| 慶長17 | 藩主利常、利長の病気平癒の祈祷。 |
| (慶長18) | 奥村栄明、利常長女亀鶴姫誕生の祈祷。 |
| (慶長) | 岩峅寺別当、利長夫妻のために祈祷札と牛王を納める。 |
| (慶長19) | 岩峅寺円光坊、祈祷巻数・供物などを故利長室玉泉院に進める。 |
| (慶長) | 岩峅寺衆徒より祈祷札・護符などを玉泉院に進める。 |
| (元和) | 岩峅寺円光坊、玉泉院織田氏のために祈祷する。 |
| 年不詳 | 岩峅寺座主、玉泉院に祈祷の巻数などを進める。 |
| (元和元) | 藩主利常、室天徳院の安産と産後の快癒の祈祷 |
| (同) | 延命院、利常に祈祷札・護符を献ずる。 |
| (同) | 藩主利常、将軍秀忠の室の病気平癒の祈祷。 |
| (元和) | 立山寺、祈念の札・護符などを利常に献ずる。 |
| (元和) | 岩峅寺延命院、天徳院に祈祷巻数を進める。 |
| (元和6) | 藩、立山寺に天徳院の安産を祈念 |
| (元和8) | 利常、室天徳院の産後の病平癒を祈祷せしめる。 |
| (寛永3) | 利常、室天徳院の産後の病平癒の祈祷札を江戸へ送る。 |
| (寛永) | 老臣横山長知、藩主前田光高の安泰の祈祷札を渡付せしむ。※ |
| (寛永) | 老臣横山長知、藩主前田光高の安泰の祈祷札を利次に渡付せしむ。 |
| (寛永15) | 藩主利常、末子利治の疱瘡平癒の祈祷。 |
| (年不詳) | 藩主光高、利常の病気平癒の祈祷。※ |
| (寛永20) | 光高室の侍臣、光高室大姫の安産平癒の祈祷。 |
| (同) | 藩主利常、室大姫の男子誕生の祈祷。 |
| (正保) | 藩、利常の瘧平癒の祈祷。 |
| (正保2) | 藩主光高侍臣、前田綱紀の疱瘡平癒の祈祷。 |
| (正保3) | 富山藩主前田利次、前田綱紀の疱瘡平癒の祈祷 |
| (正保2) | 前田綱紀侍臣前田知辰、前田綱紀安泰の祈祷。 |
| (正保2) | 藩寺社奉行、前田綱紀瘧平癒の祈祷。 |
| (正保4) | 藩主利常、前田綱紀安泰の祈祷。 |
| (慶安元) | 前田利次侍臣堀田重昌、利次室鳥居氏の病気平癒の祈祷 |
| (慶安3) | 富山藩主前田利次の命により、将軍徳川家光の病気平癒を祈らしむ。 |
| (慶安5) | 藩主綱紀、厄蔵除去を加賀白山・越中立山など六カ所に祈祷を命ずる。 |
| (承応元) | 藩寄合所、利常のための祈祷を立山など六カ所に祈祷を命ずる。 |
| (承応3) | 藩寄合所、利常のための祈祷を立山など六カ所に祈祷を命ずる。 |
| (明暦2) | 藩主綱紀、室清泰院疱瘡の平癒の祈祷。 |
| (天和2) | 藩主綱紀の節姫、父綱紀の病気平癒の祈祷。※ |
| (天和3) | 藩主綱紀の節姫、父綱紀の厄蔵除去の祈祷。※ |

(表5-2) 芦峅寺における祈祷の実績

| 年 次 | 内容 |
|----------|-----------------------------------|
| (年不詳) | 前田光高、利常の病気平癒の祈祷※ |
| (寛永6~15) | 前田利次、兄光高の瘧平癒の祈祷 |
| (寛永18) | 前田光高、江戸若君の息災の祈祷※ |
| (寛永21) | 藩、前田犬千代の為に祈祷※ |
| (年不詳) | 前田利常、江戸に在って、祈祷札を納めしむ |
| 同 | 利常、祈祷のお礼 3件 |
| (正保) | 藩年寄衆、藩主光高の命を受け、藩、利常の瘧平癒を祈らしむ |
| (正保2) | 前田利常の侍臣前田知辰、犬千代(綱紀)の祈祷札を納めしむ |
| (承応元) | 前田利常の侍臣前田知辰、利常の祈祷札を納めしむ |
| (承応元) | 一藩、前田利常への祈祷札を受け取り、綱紀のための祈祷札を届けさせる |
| (寛文3) | 藩寺社奉行、将軍徳川家綱成長の祈祷 |
| (天和2) | 金沢の節姫より綱紀のための祈祷を命じる※、 |

註※は「立山両寺(岩峅寺・芦峅寺)」と明記されている。

上記のように、立山寺の祈祷はそのほとんどが加 質藩主のあるいは室・姫の病気平癒を祈祷するもの であり、藩にとって岩崎立山寺・芦崎姥堂中宮寺は 祈祷寺としての役割を重視するものであった。

なお、江戸中期以降の立山に求められら祈祷は、 藩主一門などの病気平癒の祈祷がわずかとなり、そ のほとんどが「霖雨・水害などにつき五穀成就」 「気候不順、寒気退かず、諸物の成熟遅きにより天 候回復、五穀成就」「去冬、積雪薄く河川減水し、 灌漑乏しく山川沼沢・五穀成就」などの五穀成就に 係る祈祷であったことは時期時期の祈祷に対する藩 の祈念する内容が異なっていることも興味深いこと である。。

岩崎立山寺・芦崎媼堂中宮寺の祈祷寺としての実態は、(表4)に見られるように、多くの場合岩崎立山寺であったと思われる。このことについては、芦崎寺においても、正徳元年の芦崎寺が立山寺であると主張する願書に「芦崎寺ハ媼堂ェ御寄進被遊候、然共(藩主への)御祈祷之札上ケ申格式無御座候」20と記し、本来的には祈祷寺という認識が薄かったと思われる。

2. 立山信仰の近世的展開

2-1. 岩峅寺・芦峅寺の門流総論と加賀藩

先述したとおり、岩崎立山寺・芦崎媼堂中宮寺は、 藩の祈祷寺院として、また、堂塔の御普請など外護 を受ける寺院として、いわば菩提寺に次ぐ藩の公的 な寺院群の一つとして位置づけられていた。また、 両宗教村落は年貢を課する村に位置づけられ、寺社 奉行支配下に置かれていたのである。なお、門流争 論の対応については、寺社奉行の仲介により公事場 奉行の裁許するところとなった。

岩峅立山寺・芦峅媼堂中宮寺の争論(正徳・文化) において「立山大権現の名称使用」および立山大権 現の「別当」を呼称する件については宗教的(門流) 争論、戸銭・山銭の徴収、六十六部納経帳の権利に 関する件については経済的利権をめぐる争論、と解 することができよう。また、配札廻壇活動、堂塔の 修繕に係る件やそのための費用捻出のための出開帳 などは藩当局の許認可事項であった。そのほか立山 参詣に係る旅宿、道路通行に関してのトラブルもや はり滞当局の判断に委ねられる問題であった。元和 5年に定められた寺社奉行の職制にみると宗門争論 は原則としてその宗派の触頭に任されており、余程 のことでない限り藩への訴えは認められなかった **。しかし、岩峅寺・芦峅寺の争論の場合、宗教的 にも経済的にも輻輳し多岐にわたる問題であったた めに藩の裁許を仰ぐことになったと考えられる。芦 **峅寺・岩峅寺の争論の主たるものは、「立山権現の** 名称使用」及び「別当」と呼称する件についてであ る。そもそも、「権現」とは、仏・菩薩が衆生利益 のため、権りに人身などを現すことであり、それゆ え「立山権現」とは立山の「山神」が衆生利益のた め「権現」という形で現世に出現したもので、いわ ゆる「立山信仰」の原体であるといえる。一般的に は、こうした山神と仏との関係を仏教側において理 論づけたのが、「権現」の誕生であった。

「立山権現」の出現は、文献的には、十巻本『伊 呂波字類抄』「立山大菩薩」及び『類聚既験抄』・ 『神道集』巻第四ノ二十「越中國立山権現」にみえ るのが初見である。以来、立山に顕現する神仏が 「立山権現」であり、この「立山権現」を祀る信仰 がいわゆる「立山信仰」であった。それ故に、近世 になっても「立山権現」を祀る本寺が何処なのかは、 すなわち、「立山信仰」を進める拠所が何処である かが問題であった。芦峅寺・岩峅寺の「立山大権現 の名称使用」および「別当」を呼称する宗教的争論 はここに起因するのである。

ところで、争論に見られる門流の争いの手続きは、 当該者である岩崎立山寺・芦崎媼堂中宮寺から願書・答書の形で窓口である寺社奉行に提出するが、 実際的には公事場の指示により公判が開かれ、両方 の立場を吟味し、裁定を行うのが藩の公事場においてであった。寺社奉行には裁定権が無く、公事場への取次ぎの役割を果たしていたに過ぎなかった。 ここで、両寺の争論の概要をみながら、加賀藩のこの争論に対する考え方を窺うことにしたい。

芦峅寺が立山権現を呼称する事例は、文明7 (1475) 年 5 月、神保長誠から蘆峅百姓に宛出され た寄進状に「就立山権現社頭并拝殿造営儀」がと記 された1件のみである。以後、佐々成政・前田利家 をはじめ加賀藩主の芦峅寺宛の文書には「立山権現」 の四文字は全く登場しないで。一方、岩峅寺宛の文 書には、天正11 (1583) 年霜月、佐々成政が岩崎寺 延命院他22坊に宛て出された寄進状に「立山権現勧 行無懈怠之旨」®の文言があり、その後も、天正16 (1587) 年の前田利家の寄進状に「立山権現へ寄進」 ♥、慶長年中、利長室玉泉院の消息に「りゅうさん ごんげん (立山権現) さまへ、御みとちやうなされ 候て」501、元和元(1615)年の利常の安堵状に「立 山権現江寄進」がなどとの文言が見られる。これら から察するに、加賀藩では、藩政当初から岩崎立山 寺を「立山権現」の別当所としての認識を示してい たものと思われる。一方、芦峅寺に対しては、中 世以来、神保氏・寺嶋氏・佐々成政・前田利家な どの武将が庇護してきた姥尊信仰の寺としての認 識であったのであろう。しかし、加賀藩は、こう した認識を、争論においても権威による一方的な 裁許によらず、争論をとおして、両者の言い分の 中で公事場の吟味により納得を引き出す形で藩の 本意を示していったものと思われる。宝永・正徳 及び文化12年の争論がこのことをよく示してい る。このような藩の気遣いの背景には、加賀藩の 立山対策において宗教的にも経済的にも両寺がと もに立ち行くことが望ましいとの判断があったも のと考えられる。

ところで争点となっている「両寺同格」・「立山 大権現の呼称の使用」は、岩峅寺及び芦峅寺にとっ てどのような利をもたらしたものであろうか。 室永・正徳 (1704~1715) の争論で 560 において、 芦峅寺の認識は、、岩峅寺・芦峅寺は共に慈興上人 の弟子でありその法脉を継承しているとの認識から 芦峅寺と岩峅寺は「法水一流の両派」であるとし、 それゆえに、立山大権現は両所共有の呼称であり、 岩峅寺のみの呼称ではないとの主張であった。言う ならば、芦峅寺の主張は「両寺は本来一流」であり、 一方、岩峅寺の認識は「両流の間柄において時々争 論」と表現し、芦峅寺と岩峅寺は「両流であり、本 来別々のもの」であると言うものである。

こうした争論の性格は、「天台宗二而、無本山」 とする立山両寺の内的な「門流」の争論であると考 える。藩は、このような争論に対して、正徳元年、 公事場において裁決をした。その結果は、「立山本 寺別当」の呼称を岩峅寺に認め、芦峅寺には認めな かったのである。すなはち立山の本寺は岩峅寺であ り、ひいては「立山大権現」を祀るのも岩峅寺であ るとしたのである。加えて藩はこの正徳の裁決にお いて、岩峅寺に対しては御戸銭・室堂入銭・六十六 部納経帳など立山参詣者に係わる経済的権利を認 め、芦峅寺に対しては、開山祭礼の執行および他領 他国への配札活動を認めたのである。この裁決は芦 正徳の裁決に対する両崎の了解事項も百年を経た文 化期 (文化7 (1810) 年から同13 (1816) 年) には 両者の間に認識の違いや思惑の違いが生じ再び争論 が起きている。その争点53%については、「元来立山 ハー派之天台宗ニ而、無本山地故、両寺之外法類茂 無御座候、相勤居申候二付、一山両寺卜相心得罷在、 旧記伝来不仕候得共知と言い、芦峅寺の主張は再び 「両寺同格の事」や、「立山権現の呼称」を主張する ものであった。

「両寺同格の事」については、芦峅寺は岩峅寺と同様に「立山寺」のお墨付きを頂戴しているという。 しかし、現在、管見できる芦峅寺・岩峅寺に係る古 文書には芦峅寺が立山寺と呼称した史実は見当たら ない。両寺由緒の根拠となっている天正16 (1588) 年11月の前田利家の寄進状⁵⁵⁾ において、岩峅寺については、「立山寺衆徒神主」宛、同日、芦峅寺については「立山仲宮寺衆徒」宛となっている。藩では、公事場において双方の言い分、関係文書を吟味の上、正徳の裁決と同様な裁決を下しているのである。

文化期の争論について、公事場の言い分は「岩峅 寺同様ニ峯御前本社附之衆徒社人と心得候儀ハ難相 成しとして、加賀藩は芦峅寺の主張する「両寺同格」 を明確に否定した。こうした藩の裁決の経緯につい ては次のようである。まず、公事場の質疑に対して 芦峅寺の甲す「大宮・若宮を立山両権現」について は、「はきと縁起記無之而は信用難成候」として、 さらに芦峅寺に尋ねるに、「岩峅寺之甲峯御前堂并 岩峅寺前堂ハ立山権現にては無之哉、いかが之事上 と。芦峅寺が答えるには、峯御前堂(峯本社)を 「立山大権現」と呼称することは当然としながらも、 一方、芦峅寺が両宮即ち有若左右衛門の霊社を大宮、 嫡男有頼の霊社を若宮としそれ故に両宮を「立山権 現」と呼称すると主張した。これに対して、岩峅寺 は「立山両権現ト申ハ峯御前堂ト岩峅寺前堂ト此両 社ヲ奉称事ニ」と主張し、芦峅寺の言い分に異議を 唱えている。これに対して、公事場奉行の見解は 「芦峅寺ニ而大宮を立山権現本社ト申候得共、此義 甚難弁」として、声峅寺の「両寺同格」を認めなか ったのである。

そして最後の決着は「依而、正徳元年公事場裁判 之通可相心得義二候」とし、その理由を次ぎのよう に述べている⁵⁶¹。

> 其訳ハ、天正十六年御寄進状両方江振分被下置、岩 峅寺ニハ立山権現江御寄進之百依を以、諸堂造営仕、 祭礼勤行怠問敷と申義、御文面ニ相顕シ、寛文八年 之制札ニ茂、立山岩峅寺別当式弐拾四坊、諸事輪番 を以可相勤旨調有之、芦峅寺ニは媼堂江御寄進を以、 寺務等油断仕問敷との御文面ニ而、本社江拘り候義 無之候得ハ、芦峅寺より本社江拘り候義ハー円難申

事二候、、依而、正德元年公事場裁判之通可相心得義 二候

かくて、争論の大前提となる「両寺同格」につい ては、文化13年の段階では芦峅寺の言い分に対して 「否」の判断がなされた。結局、藩は平安時代後期 から形成されてきた「立山信仰」は、中世来「立山 寺」と称し、立山大権現の別当所としてきた岩峅寺 の言い分を是としたのである。藩の示した両寺門流 の争論に対する判断の根拠は、基本的には、天正16 年の両寺に対する寄進状がそのまま、由緒として固 定化されていたことを示すものであった。すなわち、 寺社の由緒について原則として前田氏入国以前の由 緒来歴には触れず、利家の判物が、雨来、寺社の由 緒の根拠とされたのである。「延宝弐年社寺来歴」 に登載された寺社の事例はこのことを如実に物語っ ている。まさしく、加賀藩の寺社統制における近世 的な立場が明確に示された裁決と考えられる。殊に、 この正徳2年の裁決は、岩峅寺にとっては、立山信 仰における中核寺院としての権威を保ち、立山参詣 に係る諸権利を確保するものであった。岩峅寺の自 負心を次の事例でみることとする。

天明2 (1782) 年2月の常願寺奥山葛谷の伐木反対につき願書のなかで、明和2 (1765) 年以後、岩崎寺は「立山七木御縮方之儀当場(御算用場)より急度申渡候間、左様二相意得可申旨被仰渡、泰其意能在候」との立場を利用し、立山寺こそが立山権現の別当であることを主張せんがため、立山御林を「立山権現山」と呼称し、「山即御神体故神代之昔より立すわり、動きなき明山故立山と申二付、上々様御崇敬、依之御先代御寄進之地二候処」「立山之生木者縁起二も神体之趣二御座候間、伐出候義ハ御容捨被成候様仕度由申聞候」とまで言い切っているのである。なお、岩崎寺が立山山中の信仰域を管理していることの証左は貞享3 (1686) 年の「奉納越之中州立山絶頂寶蔵一軸」(通称「立山寄付券記序」)

こうした岩峅寺の権利は、芦峅寺においても「私 共より貪着仕間敷候」と答えている。

ここにおいて、岩崎寺は、峯本社立山大権現の「別当」という格式と立山参詣者の立山登拝及び廻国六十六部納経帳に関する権利に有し、以後以前にも増して立山信仰の中核と自認することとなったのである。

2-2. 立山信仰の近世的展開

標記にいう立山信仰の近世的展開とは、「立山信 仰」が庶民化し、かつ民衆化したことである。すな わち、中世においては道者や修験者などの宗教者の 主体的活動によって支えられていた立山信仰が、近 世に入って、殊に近世中期以降は、それまでの立山 地獄信仰・十王信仰・血盆経信仰などの地獄信仰や 阿弥陀信仰などが融合した山岳信仰に加えて、南北 朝期から芦峅寺において崇敬されてきた媼尊信仰を も習合した特異な信仰形態として一般庶民に広く信 奉され、芦峅寺の衆徒の積極的な布教活動によって 士農工商などの身分を分かたず多くの檀那(信者) を得ることとなったのである。いわゆる「立山信仰」 の庶民化であり、かつ民衆化である。こうした「立 山信仰」の広がりは、多くは「立山曼荼羅」に依存 するものであった。この「立山曼荼羅」は、芦峅 寺・岩峅寺の衆徒の手によって、鎌倉時代に成立し ※江戸初期に完成したと考えられる「立山開山縁起」 ∞ を中心のモチーフとする独創的な宗教理念が形成 され、その理念を絵画化したものであり、「立山信 仰」の布教のテキストとして活用されたのである。

一般に「文化の庶民化」とは、文化受容者が階層的に拡大して普及することをいうが、「民衆化」とは、文化の普及に民衆という主体を設定するもので、民衆がその主体的要求に従って文化のある部分を受容し摂取して再構成するところに見られる文化の普及をいう。すなわち、芦峅寺・岩峅寺の衆徒の活動による自己展開としての布教・教化という活動の結果というだけでは「庶民化」であっても「民衆化」ではない。立山信仰の「民衆化」とは、仏教を求め

た民衆の手によって主体的に取捨選択され、受容され、再構成されて民衆仏教となったものである。すなわち、宿坊の衆徒と檀那とが双方向的に行われた宗教活動によって「立山信仰」が「民衆化」したのである。「立山曼茶羅」を一例として取り上げるならば、「立山曼茶羅」の制作が必ずしも衆徒の手によって完結するものではなく、檀那(場)の興味関心や宗教的知識なども制作に反映され双方向的に制作されるものであり、具体的には、図柄の描き替えや加筆などが行われていることである。また、立山登拝のため「立山講」と称する講組織が形成され、その活動も「立山信仰」の受容者であり、檀那場や講の人々によって作り上げられたのが立山信仰の「民衆化」なのである。こうした「民衆化」に大きく寄与したのが「立山曼茶羅」の制作なのである。

ところで、一般的には近世における寺社の「文化 活動」は幕府や藩による本末制度・寺檀制度などに より、さらには寺院法度などによって、中世のそれ に比して著しく制約されることとなった。こうした 点が近世に入って宗教が堕落したのだという「近世 宗教堕落論」が研究者の間で語られる所以であった。 しかし、こうしたなかで、芦峅寺は、18世紀の半ば 頃から「立山信仰」布教のために全国各地に布教活 動の拠点檀那場を形成し一部経済活動をも伴った布 教活動を行ってきた。さらに、立山信仰を広く知ら しめるべく、立山信仰の宗教的理念を絵画化した 「立山曼荼羅」(当時「御絵伝」と呼称)を制作し、 「絵解き」という手段を通して布教したのである。 比較的閉塞的といわれている江戸時代の寺社の宗教 的活動にあって、元禄期以降「立山開山縁起」を作 成、続いて古来の伝承的信仰景観を、絵画「立山曼 茶羅」の制作を通じて視覚的に表現し、山岳立山の 自然的・「自然的」景観に依拠した、近世的な信仰 が形成され積極的に布教活動を展開したのである。 このことは、近世において、古来の立山信仰が立山 山麓において内的変容を遂げ、しだいに民衆化した 珍しい事例ではないかと考えている。もとより、白 山・富士山・御岳・大山など他の霊山で展開されて いる山岳信仰についての今後の比較研究の上でのこ とではあるが。

さて、ここで改めて「立山曼荼羅」が何故に「立 山信仰の民衆化の指標」と考えるのか、次の要素に ついて検討してみることとしたい。

一つには、立山山麓の宿坊集落芦峅寺と岩峅寺は、 何故に「立山御絵伝」なる立山開山をモチーフとし た絵画を制作したことであろう。

「立山手引き草」(嘉永7 (1854)年)、岩峅寺延命院玄清書写)¹²¹には、阿弥陀如来が佐伯有頼に告げて言うには、

汝、なげくなかれ、我、この山の跡を垂れて、 衆生に善悪を知らせ、速やかに解脱を得せし めんと欲し、峯に九品の浄土をうつし、谷に は一百三十六の地獄を設けたるなり。

さて、有情を待つこと五百年におよべども、 未だ人登ることを得ず、汝をこの山に誘引す るも、道を開かせ、人々をこの峯に登らせて、 仏道を成就し、現世利益を積んで、永く不退 の位に到らせんためなり。早く山を開くべし。

とある。すなわち、立山山中の浄土と地獄とは、阿 弥陀如来が「見たて」によって現世に出現させ、衆 生に具体的に見せんがためのものであったと芦峅 寺・岩峅寺の衆徒がいうのである。このことは立山 の山岳景観は阿弥陀如来の大願を成就せしめる場 (空間・宇宙)に他ならないことを物語っている。

この点から見れば、「立山曼荼羅」の大画面の主 役は、有頼(後の慈興上人)が玉殿の岩屋の前で阿 弥陀如来のお告げを聴く場面とそれに付随する浄土 と地獄の場面である。

このように衆徒が自らの趣意・主張を「立山曼茶羅」という絵画で示し、立山開山物語の絵解きという唱導手段によって「立山信仰」の本質あるいは有り様を伝えるのである。「立山曼茶羅」が地元では「御絵伝」と呼ばれていたのはまさしくその証左である。ところで、「立山御絵伝」が何故に「立山曼

茶羅」と呼称されるに到ったのか。推測する他はないが、「曼荼羅(マンダラ)」とは、古代インドのサンスクリット語によるものであり、その意味は「マンダ」=真実・完全さ、「ラ」=具有する、という語の合成である。すなわち「曼荼羅」とは真実を具有するという意味であり、従って「立山曼荼羅」とは、先述したように、阿弥陀如来や浄土・地獄などで表現される立山の精神世界の真実をあますところなく具有していると解釈できる。したがって立山山岳景観を描いた四面一画の絵画は、立山を舞台とした仏の宇宙を表現したものに他ならない。

なお、「立山曼荼羅」の画面全体が、非日常の世 界(聖)と日常の世界(俗)に大別して描かれてい ることに大きな特徴がある。画面を横軸で截ってい くと、最上部には飛天が舞い、阿弥陀三尊や二十五 菩薩が降臨する様子を描く「非日常」の世界、その 下が、立山連峰を左端の剱岳から右端の浄土山に連 なる峰々を描く「日常」の世界、その下が、左画面 には地獄の場面が大きく描かれ、中央やや右には玉 殿窟の前で開山者佐伯有頼が阿弥陀如来の前で跪き お告げを受けている場面で「非日常」の世界、横軸 中央やや下半分の画面には左側から有頼の館、岩崎 寺の集落、芦峅寺の集落、布橋灌頂会の場面を描く 「日常」の世界、さらに画面右側に立山登拝路や登 拝する人々を描く「日常」の世界、その中に「非日 常」の世界である「女人禁制」を犯して登拝した止 宇呂尼の伝説を織り込んで描いている。このように、 「立山曼荼羅」は非日常の世界(聖)と日常の世界 (俗)が織り込まれ、日本人特有の自然観にもとづ く「見立て世界」を絵画として表現しているのであ る。さらに、ここで注目したいことは、岩峅寺の集 落、芦峅寺の集落を描くに当たっても決して田畑や 耕作する民などの日常的な村落の生活空間を意図的 に描かず、画面全体から日常的空間を拭い去ること によって、「立山曼荼羅」を観るものに対しての立 山が創り出してある種の宇宙を表現したかったので はないだろうか。

このような阿弥陀如来が我々人間の善と悪を知ら しめる方便として立山の地獄谷と山岳景観を出現せ しめたという「立山開山物語」を絵画化された「立 山曼荼羅」は、本来メデイテーション(瞑想)の対 象であり、絵解きという行為は瞑想を介助するある 種の演出と考えられるのである。

今一つ立山信仰の民衆化の事例を挙げるならば、 近世の中頃からしだいに形作られ、文化文政期から 天保期にかけて確立した女性救済を標榜した宗教行 事である布橋灌頂会の創作がある。この布橋灌頂会 は、芦峅寺衆徒が、奈良時代にその原型を求めるこ とができる「橋渡り儀礼」をベースに、南北朝期以 降武将の庇護を受けて伝承してきた媼尊信仰に、こ れも平安時代後期から展開してきた地獄信仰、阿弥 陀・浄土信仰など仏教的諸要素に加えて、さらに古 来の原初的な神道などを巧みに融合した、立山山麓 ならではの、いわば「場」を最大限にいかした全国 唯一の女性救済の宗教行事を創り上げたのである。 その理念は、「擬死再生」によって、生きたままでの 死後の往生を約束されるというものであった。

この布橋灌頂会は、芦峅寺衆徒内での完結的行事ではなく、立山信仰の普及活動を通じて参詣を招致された女性の存在があって初めて成立するものであり、その意味において

布橋灌頂会は、近世に"生きた女性の往生願望"に 応えたかたちで芦峅寺衆徒の手によって構築された もので、立山信仰の民衆化した文化の一つと考える のである。

なお、本稿では布橋灌頂会が立山信仰における重要な近世的変容であることを指摘するに止めておくこととする。布橋灌頂会に関しての詳細は福江充の『立山信仰と布橋灌頂会』(桂書房)を参照されたい。

註

- 1) 『富山県史』 通史編近世89頁
- 2) 「加賀藩史料」第壱編558
- 3) 『加賀藩史料』第臺編562)
- 4) 『加賀藩史料』第壱編485)
- 5) 『加賀藩史料』 第壱編SS9)
- 6)「微妙院様御直之御意覚書」加 越能文庫所収
- 7) 『加越能寺社由来』113頁
- 8) 澤博勝『近世宗教社会論』316
- 9) 『加賀藩資料』 2編346頁
- 10) 『加能郷土辞彙』412頁
- 11) 日置謙編『加能郷土辞彙』412 頁、「諸頭系譜」加越能文庫所収
- 12) 『改作所旧記』
- 13) 『国事雜抄』738頁
- 14) 『加賀藩資料』 第2編816頁
- 15) 澤博勝『近世宗教社会論』316 頁
- 16) 『加能鄉土辞彙』385頁、『藩国 官職通考』15頁
- 17) 加越能文庫「寺社方御条目」
- 18) 『加賀萧史料』第参編283頁
- 19)大桑斉「加賀藩の寺社改め」『加越能寺社由来』下巻662頁
- 20) 『加賀藩史料』第参編294頁
- 21) 『加賀藩史料』第参編384頁
- 22) 『加賀藩史料』第参編411頁
- 23) 『国事雜抄』上編95頁
- 24) 大桑斉「解説 加賀藩の寺社改 め」『加越能寺社由来』下巻673 頁
- 25) 『改作所旧記』上230頁
- 26) 『国事雜抄』中編544頁
- 27) 大桑斉「加賀藩の寺社改め」 『加越能寺社由来』下巻672頁」

- 28) 『富山県史』近世上162頁
- 29) 『加越能寺社由来』上卷111頁
- 30) 『国事雜抄』下卷543頁
- 31) 『加越能寺社由来』 上巻227~ 763頁
- 32) 『国事雜抄』上卷154頁
- 33) 『国事雜抄』下卷738頁
- 34) 『越中立山古文書』14頁
- 35) 『越中立山古文書』158頁
- 36) 『加賀藩史料』第壱編553頁
- 37) 『加賀藩史料』第弐編131頁
- 38)「越中・越後・信濃・飛騨御境 目山・且又御領国御山并谷川名 目山名山成リ川成絵図、先年御 墨一巻書上申覚書帳」『黒部奥山 廻記録』越中資料集成12、175頁
- 39)「奥山廻役芦峅村十三郎由緒書 上申控」(富山県立図書館中島文 庫所収)。
- 40)(宝暦5年6月7日付の「宗門 御改帳」が遺されている、芦峅 寺一山会文書)「宝暦五年宗門御 改帳」『越中立山古記録』(Ⅲ・ IV)52頁
- 41) 木倉豊信編『越中立山古文書』 200頁)
- 42) 木倉豊信編『越中立山古文書』 38頁
- 43)「越中立山古文書」及び「越中立山古記録」の争論文書の差出・宛名の関係を見たことによるもの
- 44) 『加賀蒂史料』第参編384頁
- 45) 田村圓澄「権現の誕生」『山岳 修験』第2号25頁
- 46) 「越中立山古文書」3頁

- 47) 芦峅寺に伝えられる「一山会 文書」「雄山神社蔵文書」の中に は管見できない)。
- 48) 『越中立山古文書』157頁
- 49) 『越中立山古文書』159頁
- 50) 『越中立山古文書』170頁
- 51) 『越中立山古文書』175頁
- 52) ~56)(筆者「岩峅寺・芦峅寺 の争論とその歴史的要因」富山 県[立山博物館]『研究紀要』第 13号参照)
- 57) 『富山県史』 近世 2 243 · 244 頁
- 58) 未倉豐信編『越中立由古文書』 210頁
- 59) 筆者 「検証立由開由について」 富山県 [立山博物館] 『研究紀要』 第17号、
- 60)「和漢三才図会」・「立山線 起」・「立山小線起」・「立山 略線起」・「立山大線起」など、 いずれも『富山県史』資料編 I 古代に収載されている)
- 61) 大桑斉「仏教土着論」 7 頁
- 62) 岩峅寺雄山神社蔵文書